

児童虐待防止推進月間

子どもたちの SOS に 気づいてください！

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待は暴力だけでなく、衣食住の世話をしなかったり、言葉で心を傷つけたりすることも含まれます。

「児童虐待では？」と感じることがあれば、下記へご連絡ください。

【連絡先】

桂川町役場健康福祉課

☎ 65・0001

嘉穂保健福祉環境事務所

☎ 23・4111

田川児童相談所

☎ 0947・42・0499



『特別慰労品』の贈呈について

平成21年3月31日 『特別慰労品』贈呈の受付が終了します！

恩給欠格者、戦後抑留者、引揚者の「ご本人」に、『特別慰労品』を贈呈しています（ご遺族の方は対象となりません）。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書等は、桂川町役場健康福祉課にあります。

未請求の方は、早急に申請してください。

資格要件、請求に関する相談等は、平日9時15分～17時15分（但し、土日祝日は除く）の間に、下記フリーダイヤルでお問い合わせください。

【問合先】

独立行政法人平和祈念事業特別基金

☎0120・234・933

いざという時のために！

防災メール 『まもるくん』の登録を！

福岡県の防災情報の配信システム、防災メール「まもるくん」へ携帯もしくはインターネット接続パソコンから登録いただくと、様々な防災情報をタイムリーにお届けします。

【配信情報】

- 台風、地震、津波、大雨などについての防災気象情報及び避難勧告などの情報
- 災害時の安全情報通知、福岡県避難支援マップ、透析医療機関の被災情報など
- 地域の安全や光化学オキシダントに関する情報など

【登録方法】

- ①携帯メールから下記アドレスへ空メールを送信
mamoru@bousaimobaile.pref.fukuoka.lg.jp
- ②パソコンで下記ホームページから登録
<http://www.bousaimobaile.pref.fukuoka.lg.jp/>

【問合先】

福岡県総務部消防防災課

☎ 092・643・3112

秋の火災予防運動

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

上記を統一防火標語として全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

【期間】 11月9日（日）～11月15日（土）

【推進項目】

- 住宅防火対策の推進
- 放火火災防止対策の推進
- 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

消防法の改正に伴い、新築住宅では平成18年6月1日から、既存住宅においては平成21年5月31日までに、共同住宅を含むすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

最近、これに便乗した不適正な価格（市場価格を超える高額な価格）、無理強い販売などを行う業者も発生していますので、ご注意ください。

【問合先】

飯塚地区消防本部 予防課（指導係）

☎ 22・7607